

負担金検証調書【令和4年度交付分】

1 負担金の予算決算等について

負担金の名称	ウミウ捕獲技術保存協議会負担金		市の担当部課	経済環境部観光課		問い合わせ先	0568-44-0342	
負担金の金額	予算額	260,000 円	当初交付額	187,000 円	決算額	187,000 円	前年度決算額	187,000 円

2 負担金の交付先について

交付先の状況	名称	ウミウ捕獲技術保存協議会		(法人格の有無)	無	代表者	柴橋 正直		所在	岐阜市	
	構成団体	鵜飼事業を実施する団体及び鵜飼の開催地を有する市、ウミウ捕獲場を有する茨城県日立市									
	設置の根拠	ウミウ捕獲技術保存協議会 規約									
	意思決定の方法	年1回開催する総会において事業計画、事業報告、収支予算及び決算の認定その他重要事項を審議し、決定する。(規約第8条)									
事務局の体制等	所在	岐阜県岐阜市				代表者	会長 柴橋 正直				
	事業資金の管理責任者	岐阜市鵜飼観覧船事務所長				事業資金の管理者	岐阜市鵜飼観覧船事務所職員				
	契約、支出 決裁の方法	(事務局が市である場合) 市のルールに準じているか?			完全準拠でない 場合の内容等						
		(事務局が市でない場合) 具体的に記述	年1回開催する総会において事業計画、事業報告、収支予算及び決算の認定その他重要事項を審議し、決定する。(規約第8条)				証拠書類 の有無	有			
事業資金等の保管方法	金融機関への預け入れ(通帳及び印鑑)による保管。										

3 負担金の対象となる事業等について

事業内容 (事業の全体像)	ウミウ捕獲場再築、ウミウの捕獲技術保存、ウミウの安定供給、鵜飼文化振興のための環境整備、ウミウの捕獲から鵜飼の実施までに係る情報の交換及び課題の協議 ほか
(犬山市の役割)	鵜飼事業に関する後継者育成及び維持管理、鵜飼の文化継承に資すること、総会への参画ほか
事業実績 (具体的な手法)	後継者育成、ウミウの捕獲・供給、ウミウ捕獲場の維持管理
負担金を交付して 市が得たメリット	ウミウが安定供給されることによって、犬山市指定文化財である木曾川犬山鵜飼漁法の保存継承

4 負担金の交付先における収支等について

犬山市負担金額(当初支出額)	187,000 円	精算の有無	無	精算(返還)額	0 円	精算後の負担金の額	187,000 円
負担金の対象となる全体事業費(精算がある場合は精算前の額)	収入額	4,473,584 円	支出額	4,450,880 円	余剰額	22,704 円	
構成員の負担割合(根拠)	均等割額(100,000円)+羽数割額=各開催地鵜飼事業者負担金 1,100,000÷(供給羽数総数÷供給羽数)=羽数割予算額 ※供給羽数は2年度前を起点とする過去15年間の供給数で計算						
余剰額が発生した場合の取扱い	次年度に繰り越し					繰越額	22,704 円
交付先における収入の状況(精算前の額)	鵜飼事業者(全12団体)からの負担金4,398,000円、雑入6円、前年度繰越金 75,578円 計4,473,584円						
交付先における 支出の状況	項目	予算(当初支出時の想定)		決算(実績)			契約の方法、相手方等
		積算等	金額	積算等	金額		
	事務費	振込手数料	10,000 円	振込手数料	880 円	振込手数料	
	会議費		10,000 円		0 円	-	
	負担金	—	4,450,000 円	—	4,450,000 円	後継者育成負担金	
	予備費	—	3,588 円	—	0 円	-	
	余剰金		円		円	-	
	合計		4,473,588 円		4,450,880 円		
	積算がない場合 の特記事項						